

## 消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

## 1 被処分者及び処分内容

事案	所属	職名	年齢	処分内容
1	保土ヶ谷消防署	消防吏員	20代	停職1箇月
2	保土ヶ谷消防署	消防吏員	20代	減給10分の1 3箇月
3	泉消防署	消防吏員	40代	減給10分の1 2箇月

## 2 事案の概要

## (1) 事案1及び事案2

事案1の当該職員は、令和6年6月28日(金)、自身の引越作業で発生した不用品約293kg(冷蔵庫、洗濯機、ソファ等)を、一般廃棄物として適法に処分しなければならないことを知りながら、市内外の山林や雑木林など3か所に投棄し、罰金50万円の略式命令を受け、既に納付しました。

また、事案2の当該職員は、この引越作業を手伝い、事案1の職員とともに一般廃棄物を山林や雑木林など3か所に分けて投棄し、罰金50万円の略式命令を受け、既に納付しました。

なお、投棄した一般廃棄物は全て回収し、適法に処分しました。

## (2) 事案3

当該職員は、令和6年10月中旬から12月上旬にかけて、後輩職員3名に不適切な発言を繰り返し行ったほか、このうち2名に対して、会話中に胸部を押す、無線の受話器で保安帽の上から頭部を叩く、大声で叱責し胸部を2回押すなどのパワー・ハラスメントを行いました。

## 3 管理監督者処分

事案3 課長級1名、係長級1名【**嚴重注意**】

4 ひらなか たかし  
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

いずれの事案も公務員である以前に、社会人としてあってはならない行為であり、職員一人ひとりの倫理観の醸成を図るとともに、不祥事の再発防止に全力で取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課 人材育成・監察担当 Tel 045-334-6404